

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度環境中ダイオキシン類分析業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和8年5月19日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託場所 仕様書による
- (5) 入札金額 委託料総額（税込）
- (6) 仕様書等 公害対策課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所15階 環境部公害対策課 窓口
- (2) 日時 令和8年4月27日（月）午後5時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されていて、業種・種目「030-01 大気検査・測定（ダイオキシン）」を第1希望としていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 計量法に基づき、事業の区分『濃度（大気中の物質の濃度に係る事業）』、『濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業）』、『特定濃度（大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業）』及び『特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業）』で計量証明事業の登録を行っていること。
- (6) 計量法特定計量証明事業者認定制度（MLAP）にて、『大気中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業』及び『水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明

の事業』の区分にて認定を受けており、申請日時時点で認定が有効であること。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和8年4月27日（月）から 令和8年5月1日（金）正午まで	公害対策課へメールにて行う。	5を参照
入札参加資格 審査申請	令和8年4月27日（月）から 令和8年5月11日（月）正午まで	公害対策課へ持参	6を参照
入札参加の辞退	令和8年5月19日（火） 入札開始まで	電話にて公害対策課に 連絡	6を参照
入札及び開札	令和8年5月19日（火） 午後1時20分	第1入札室にて行う。	7を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により環境部公害対策課までメール（kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和8年5月1日（金）正午までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和8年5月8日（金）までに公害対策課ウェブサイト（環境部公害対策課に係る入札について）において提供するものとする。

※ 環境部公害対策課に係る入札について

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019846.html>

6 入札参加資格審査申請に関する事項

（1）入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない（様式1、3については、ウェブサイトからダウンロードすること）。

番号	書類の名称	特記事項	様式
1	入札参加申請書		様式1※

2	受付票		様式 3
3	計量証明事業者 登録書の写し	以下の区分のもの <ul style="list-style-type: none"> ・濃度（大気中の物質の濃度に係る事業） ・濃度（水又は土壌中の物質の濃度に係る事業） ・特定濃度（大気中のダイオキシン類の濃度に係る事業） ・特定濃度（水又は土壌中のダイオキシン類の濃度に係る事業） 	
4	特定計量証明事業者認定証（附属書含む）の写し	以下の区分で、申請日時点で有効なもの <ul style="list-style-type: none"> ・『大気中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業』 ・『水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業』 	
5	760円分の切手を貼った長3号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。	

※押印の省略が可能であるが、様式1の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問合せ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 15階 環境部 公害対策課

イ 申請方法

申請場所に持参（郵送不可）

ウ 申請期間

令和8年4月27日（月）（公告掲示後）から

令和8年5月11日（月）正午まで

※ 東大阪市の休日を定める条例第2条第1項に定める休日を除く。

エ 受付時間

申請期間のうち、午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

※ 最終日の令和8年5月11日（月）については正午まで（時間厳守）

（3）入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年5月13日（水）までに通知する。

（4）入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和8年5月14日（木）までに本市環境部公害対策課まで書面を持参のうえ、提出しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年5月18日（月）までに書面により回答する。

（5）入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出した後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年5月19日（火）入札開始までに電話にて公害対策課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。

（様式については、ウェブサイトからダウンロードしてください。）

7 入札及び開札の場所及び日時等

（1）場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 第1入札室

（2）日時 令和8年5月19日（火）午後1時20分（時間厳守）

（3）開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行う。

8 入札に参加することができない者

（1）入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの。

（2）入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの。

- (3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの。
- (4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの。

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、無効とする。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函すること。)
- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。

(件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、無効となるので注意すること。)

※入札書は入札参加資格審査申請の際、窓口にて配布する。

- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること（届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。）。
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。

(2) 予定価格以内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行う。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとする。

(3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

1.3 契約事項

(1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成する。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする（1円未満の金額は、1円に切上げ）。

ただし、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。

① 東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合

② 契約金額が500万円未満の場合

1.4 支払事項

支払いは、業務終了後、落札者が業務報告書の提出と共に請求を行い、本市が請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。

1.5 その他

(1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。

(2) 東大阪市財務規則を遵守すること。

(3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

② 親会社を同じくする子会社同士の者

③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(4) 疑義のある場合又は見解を異にする場合は、東大阪市長の決定に基づいて施行するものとする。

(5) 委託期間中にMLAPの『大気中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業』及び

『水又は土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明の事業』の区分の認定の有効期限を迎える場合は、未認定の期間がないよう必ず更新し、新たな認定証の写しを提出すること。

1 6 問合せ先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市環境部公害対策課

TEL 06-4309-3204

メールアドレス kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp

公害対策課ウェブサイトアドレス

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019846.html>